

○十和田市外部評価委員会要綱

平成28年 8 月 9 日

訓令第23号

(設置)

第1条 市が実施する事業等の評価の客観性を確保するとともに、効率的かつ効果的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、十和田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行うこと。
- (2) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体から推薦された者
- (2) 産業関係の団体から推薦された者
- (3) 教育機関から推薦された者
- (4) 金融機関から推薦された者
- (5) 労働関係機関から推薦された者
- (6) 報道関係機関から推薦された者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(十和田市行政改革推進懇談会要綱の一部改正)

- 2 十和田市行政改革推進懇談会要綱（平成17年十和田市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「懇談会の構成等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とし、第12条を第7条とする。